

令和 8 年度関係議案

議案第 32 号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>36,300 円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,700 円</p> <p>イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 5,500 円</p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 8,300 円</p> <p>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 11,100 円</p> <p>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 13,900 円</p> <p>カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満</p>

改正後	改正前
<p>(3) 略</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 1か月につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。</p> <p>5 略</p> <p>6 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として</p>	<p>である職員 16,700円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,300円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円</p> <p>(3) 略</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 略</p> <p>5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として</p>

改正後	改正前
<p>規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当)にあっては、1 か月)をいう。</p> <p>7 略 (期末手当) 第 22 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 106.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前</p>	<p>規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当)にあっては、1 か月)をいう。</p> <p>6 略 (期末手当) 第 22 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6 月に支給する場合において 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前</p>

改正後	改正前
再任用短時間勤務職員の勤働手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 3～5 略	再任用短時間勤務職員の勤働手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額の総額 3～5 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 33 号

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第 7 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 96.25</u>」と、給与条例第 25 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 106.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 88.75</u>」と、給与条例第 26 条第 1 項中「<u>管理職手当の支給を受ける職員</u>」とあるのは「<u>管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第 7 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 95</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 97.5</u>」と、給与条例第 25 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 87.5</u>」と、「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 90</u>」と、給与条例第 26 条第 1 項中「<u>管理職手当の支給を受ける職員</u>」とあるのは「<u>管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>10 月に支給する場合において</u>は 100 分の 125、4 月に支給する場合には 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第 14 条の 2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>10 月に支給する場合には 100 分の 105、4 月に支給する場合には 100 分の 107.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 126.25 を乗じて得た額に</u>、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第 14 条の 2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 106.25 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3・4 略</p>

改正後	改正前
<p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の105.4</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議案第 37 号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、100 分の 175 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、100 分の 177.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 6 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数に乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数に乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 65 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 39 号

丸亀市行政手続条例の一部改正について
丸亀市行政手続条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市行政手続条例の一部を改正する条例

丸亀市行政手続条例(平成 17 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正前	改正後
<p>第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかにか該当するものを除く。 ア 略 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分 ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)・(7) 略 (適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。 (1)～(6) 略</p>	<p>第 1 章 総則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかにか該当するものを除く。 ア 略 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分 ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)・(7) 略 (適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。 (1)～(6) 略</p>

改正後	改正前
<p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によって与えられる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>第3章 不利益処分 第1節 通則</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剝奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p>	<p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられた職員によって与えられる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>第3章 不利益処分 第1節 通則</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接に剝奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p>

改正後	改正前
<p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行</p>	<p>(2) 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項</p>

改正後	改正前
<p>うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、<u>不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること</u>によって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用して準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する</p>	<p>第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週</p>

改正後	改正前
<p>2 回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第 25 条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第 3 節 弁明の機会の付与</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 28 条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 4 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 4 項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>間を経過したとき(同一の当事者又は参加人は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第 25 条 行政庁は、聴聞の最終後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第 3 節 弁明の機会の付与</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第 15 条第 3 項及び第 4 項(これらの規定を新条例第 22 条第 3 項(新条例第 25 条後段において準用する場合を含む。))及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 40 号

丸亀市体育施設設置条例の一部改正について
丸亀市体育施設設置条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市体育施設設置条例の一部を改正する条例
丸亀市体育施設設置条例(平成 17 年条例第 101 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第 3(第 8 条関係) 体育施設の使用料 (表は省略)</p> <p>備考 1～5 略 6 冷暖房設備のある施設を使用する場合の冷暖房使用料は、1 時間当たり、この表に定める使用料の額の 50%の額とする。ただし、丸亀市民体育館メインアリーナは、1 時間当たり 12,000 円、丸亀市民体育館サブアリーナは、1 時間当たり 800 円、<u>飯山総合運動公園体育館メインアリーナは、1 時間当たり 4,200 円、飯山総合運動公園体育館サブアリーナは、1 時間当たり 1,500 円とする。</u> 7～10 略</p>	<p>別表第 3(第 8 条関係) 体育施設の使用料 (表は省略)</p> <p>備考 1～5 略 6 冷暖房設備のある施設を使用する場合の冷暖房使用料は、1 時間当たり、この表に定める使用料の額の 50%の額とする。ただし、丸亀市民体育館メインアリーナは、1 時間当たり 12,000 円、丸亀市民体育館サブアリーナは、1 時間当たり 800 円、<u>飯山総合運動公園体育館サブアリーナは、1 時間当たり 1,000 円とする。</u> 7～10 略</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 41 号

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 41 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1 (第 4 条関係)		別表第 1 (第 4 条関係)	
機関	事務	機関	事務
略		略	
3 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 削除		4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号)による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号)による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
略		略	
別表第 2 (第 4 条関係)		別表第 2 (第 4 条関係)	
機関	事務	機関	事務
略		略	
1 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による生活に困窮する外国人に対する生活保護	1 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による生活に困窮する外国人に対する生活保護
略		略	

改正後		改正前	
	<p>るこども医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>るこども医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>に対する生活保護に準じた取扱いによつて実施されている外国人の保護の実施に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p>
略	略	略	略
3 市長	丸亀市市民福祉医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	丸亀市市民福祉医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略
4 削除		<p>医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>

改正後	改正前
	<p>の</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>の</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
<p>5 市長</p> <p>丸亀市市営住宅設置及び管理条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>5 市長</p> <p>丸亀市市営住宅設置及び管理条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>
略	略

改正後

8 市長	法別表 117 の項の 下欄に掲げる地域 生活支援事業の実 施に関する事務で あって規則で定め るもの	略
9 市長	特定個人番号利用 事務	略
略		

改正前

7 の 2 市長	法別表 117 の項の 下欄に掲げる地域 生活支援事業の実 施に関する事務で あって規則で定め るもの	略
8 市長	特定個人番号利用 事務(利用特定個 人情報のうち生活 保護関係情報の提 供を受ける事務に 限る。)であって 規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で 定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定める もの
9 市長	特定個人番号利用 事務	略
略		

別表第 3 (第 6 条関係)

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 削除			
2 削除			
略			

別表第 3 (第 6 条関係)

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 市長	通知に基づき、行政措 置として日本国民に対 する生活保護に準じた 取扱いによって実施さ れている外国人の保護 に関する事務であって 規則で定めるもの	教育委 員会	学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医 療に要する費用について の援助に関する情報であ って規則で定めるもの 住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの
2 削除			
略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 42 号

丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の一部改正について
丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(令和 3 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者の役割) 第 6 条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいの特性に じたコミュニケーション手段の利用促進のため、障がいのある人が 利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備等の合理的 配慮を提供するとともに、市が推進する施策に協力するよう努める ものとする。</p>	<p>(事業者の役割) 第 6 条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいの特性に じたコミュニケーション手段の利用促進のため、障がいのある人が 利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備等の合理的 配慮を提供するよう努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
目次	目次	目次
第 1 章 総則(第 1 条—第 20 条)	第 1 章 総則(第 1 条—第 20 条)	第 1 章 総則(第 1 条—第 20 条)
第 2 章 乳児等通園支援事業	第 2 章 乳児等通園支援事業	第 2 章 乳児等通園支援事業
第 1 節 通則(第 21 条)	第 1 節 通則(第 21 条)	第 1 節 通則(第 21 条)
第 2 節 一般型乳児等通園支援事業(第 22 条—第 26 条)	第 2 節 一般型乳児等通園支援事業(第 22 条—第 26 条)	第 2 節 一般型乳児等通園支援事業(第 22 条—第 25 条)
第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第 27 条・第 28 条)	第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第 27 条・第 28 条)	第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第 26 条・第 27 条)
第 3 章 雑則(第 29 条・第 30 条)	第 3 章 雑則(第 29 条・第 30 条)	第 3 章 雑則(第 28 条・第 29 条)
附則	附則	附則
第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則
(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)	(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)	(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)
第 10 条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならない。	第 10 条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならない。	第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならない。
(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)	(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)	(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)
第 11 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第 11 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第 11 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 略	2 略	2 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第 14 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第	第 14 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第	第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第

改正前	改正後
<p>33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」といふ。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がそ</p>	<p>33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たったての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども</p>

改正後	改正前
<p>子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳幼児等通園支援事業をいう。</p> <p>第2節 一般型乳幼児等通園支援事業 (職員の基準) 第23条 略 2・3 略 (設備及び職員の基準の特例) 第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特別保育を行う事業者が、当該特別保育を行う事業所において一般型乳幼児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(乳幼児等通園支援の内容) 第25条 略 (保護者との連絡) 第26条 略</p> <p>第3節 余裕活用型乳幼児等通園支援事業 (設備及び職員の基準) 第27条 略 (準用) 第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳幼児等通園支援事業について準用する。</p> <p>第3章 雑則 (電磁的記録)</p>	<p>の施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳幼児等通園支援事業をいう。</p> <p>第2節 一般型乳幼児等通園支援事業 (職員) 第23条 略 2・3 略</p> <p>(乳幼児等通園支援の内容) 第24条 略 (保護者との連絡) 第25条 略</p> <p>第3節 余裕活用型乳幼児等通園支援事業 (設備及び職員の基準) 第26条 略 (準用) 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳幼児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳幼児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳幼児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳幼児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳幼児等通園支援事業を行う者」とする。</p> <p>第3章 雑則 (電磁的記録)</p>

議案第 44 号

丸亀市介護保険条例の一部改正について

丸亀市介護保険条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市介護保険条例の一部を改正する条例

丸亀市介護保険条例(平成 17 年条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料額の算定に関する基準の特例)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p>第 8 条 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3</p>	<p>附 則</p> <p>(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料額の算定に関する基準の特例)</p> <p>第 7 条 略</p>

改正後

第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合に

改正前

第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合に

改正後	改正前
<p>には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の</p>	

改正後	改正前
<p>適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)とする。</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p> <p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000</p>	

改正後	改正前
<p>0 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 45 号

丸亀市法定外公物管理条例の一部改正について
丸亀市法定外公物管理条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市法定外公物管理条例の一部を改正する条例

丸亀市法定外公物管理条例(平成 17 年条例第 55 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後				改正前			
別表(第 5 条関係)				別表(第 5 条関係)			
区分	単位	使用料	略	区分	単位	使用料	略
上空使用	略	略	略	上空使用	略	略	略
ため池に設ける太陽光発電設備 (水上部に限る。)	使用面積 1 平方メートルに つき 1 年	14 円		ゴルフ場又はこれに類するもの	略	略	略
ゴルフ場又はこれに類するもの	略	略					

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 46 号

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例
の制定について

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内に存するため池を活用した太陽光発電事業の実施に当たり、太陽光発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定め、地域との共生及び調和を図り、もってため池の多面的機能、地域の良好な自然環境、生活環境、農業、文化及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ため池 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成 31 年法律第 17 号)第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池をいう。
- (2) 太陽光発電施設 ため池に設置する太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し、発電する事業をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を実施する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供するため池の土地又は水面をいう。
- (6) ため池管理者 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 2 条第 2 項に規定する管理者をいう。
- (7) 地域住民等 事業区域の境界から 300 メートル(太陽光発電施設の総出力が 50 キロワット未満の場合は 100 メートル)以内に居住する者、事業区域に隣接する土

地又はその上にある建物を所有する者その他太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある者として市長が特に認める者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(ため池管理者の責務)

第 4 条 ため池管理者は、ため池の多面的機能を維持できるよう関係法令に基づき必要な措置を講じるものとする。

2 ため池管理者は、前条に規定する市が行う措置に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当たり、関係法令並びに国及び香川県が策定する関係ガイドライン(以下「関係法令等」という。)を遵守し、安全かつ適正な事業のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当たり、ため池管理者と十分な協議を行った上で、ため池の安全性及び多面的機能を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当たり、地域住民等と良好な関係を築かなければならない。

(適用範囲)

第 6 条 この条例の規定は、太陽光発電施設の総出力が 10 キロワット以上の太陽光発電事業に適用する。ただし、ため池に付属する建築物に太陽光発電施設を設置する場合を除く。

(事前協議)

第 7 条 太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、関係法令等に基づく手続のほか、事前に市長と協議を行わなければならない。協議の内容を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の協議に際し、必要があると認めるときは、ため池管理者に意見を求めることができる。

(地域住民等への説明)

第 8 条 事業者は、前条の協議を終えた後、地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、事業計画の内容について、地域住民等の同意を得なければならない。

3 事業者は、説明会の開催後に意見等の提出先を定めて、30 日以上期間において意見等を受け付けた上で、当該意見等に回答しなければならない。

4 事業者は、説明会の結果並びに前項の規定により提出された意見等及びその回答について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(維持管理等)

第 9 条 事業者は、災害に備えるとともに生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(保険又は共済への加入)

第 10 条 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に起因して生じた他人の生命及び身体並びに財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入しなければならない。

2 事業者は、災害に備え、必要な保険に加入しなければならない。

(廃止等に伴う措置)

第 11 条 事業者は、太陽光発電事業を中止し、又は廃止したときは、太陽光発電施設を速やかに撤去し、関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する撤去及び処分を速やかに行うために、太陽光発電施設の撤去及び処分に係る費用を計画的な積立て等の方法により確保しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第 12 条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、事業者に対して、太陽光発電施設の状況その他必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導又は助言)

第 13 条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定による協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による説明会の開催を行わなかったとき。
- (3) 第 8 条第 4 項の規定による報告において、虚偽の報告を行ったとき。
- (4) 前条の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

(公表)

第 15 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該勧告の内容
- (3) 当該勧告に従わなかった事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丸亀市消防団員等公務災害補償条例(平成 17 年条例第 175 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 章 損害補償 (補償基礎額) 第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000 円</u>とす。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従業者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>433 円</u>を、第 2 号から第 5 号までのいずれにかに該当する扶養親族については 1 人につき <u>217 円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>第 2 章 損害補償 (補償基礎額) 第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700 円</u>とす。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従業者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>100 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>383 円</u>を、第 3 号から第 6 号までのいずれにかに該当する扶養親族については 1 人につき <u>217 円</u>を、それぞれ加</p>

改正後

(1)～(5) 略

4 略

(特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地盤の液化化その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るもの)にあっては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るもの)にあっては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数	
	10年未満	10年以上20年未満20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円 15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円 13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円 11,670円

改正前

算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2)～(6) 略

4 略

(特殊公務に従事する非常勤消防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るもの)にあっては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るもの)にあっては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るもの)にあっては100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数	
	10年未満	10年以上20年未満20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円 14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円 12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円 11,300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の丸亀市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丸亀市消防団員等公務災害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 48 号

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当) 第 5 条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(地域手当) 第 5 条の 2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100 分の 3 から 100 分の 20 までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(単身赴任手当) 第 7 条の 2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定める規程(以下「規程」という。)で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に勤務することを通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活すること</p>	<p>(扶養手当) 第 5 条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(地域手当) 第 5 条の 2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100 分の 4 から 100 分の 20 までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(単身赴任手当) 第 7 条の 2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定める規程(以下「規程」という。)で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に勤務することを通勤距離等を考慮して規程で定</p>

改正後	改正前
<p>める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、管理職手当受給職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに對して管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(退職手当) 第14条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にはその支給を制限し、支払われた後には返納又は納付させることができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 勤続期間12か月以上(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6か月以上)で退職した職員(次項又は第7項の規定に該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して1年の期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内</p>	<p>とを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 略 (管理職員特別勤務手当) 第11条の2 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、管理職手当受給職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに對して管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(退職手当) 第14条 略</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 勤続期間6か月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して1年の期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する求職者給付等の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定</p>

改正後	改正前
<p>に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6か月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 勤続期間6か月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者が管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>による求職者給付等の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 49 号

丸亀市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例
の廃止について

丸亀市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例を次のとおり廃止いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例
を廃止する条例

丸亀市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年
条例第 28 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の丸亀市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の規定により支給されるべき給与の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第 50 号

丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の一部改正について
丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例(令和 5 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の無償化) 第 2 条 丸亀市学校給食費に関する条例(令和 2 年条例第 39 号)第 4 条の規定に関わらず、令和 5 年度分から、丸亀市立小中学校において学校給食の提供を受ける児童及び生徒(次に掲げる者を除く。)に係る学校給食費を無償とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(学校給食費の無償化) 第 2 条 丸亀市学校給食費に関する条例(令和 2 年条例第 39 号)第 4 条の規定に関わらず、令和 5 年度分から、丸亀市立小中学校において学校給食の提供を受ける児童及び生徒(次に掲げる者を除く。)に係る学校給食費を無償とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>丸亀市教育委員会が就学奨励費支給対象者として認定し、学校給食費の支給対象となっている児童及び生徒</u></p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 51 号

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 17 年条例第 105 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区又は丸亀市(以下「市」という。)がこの条例により定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その<u>保存及び活用</u>のため必要な措置を定め、もって市民文化の向上に資することを目的とする。</p> <p>(保存活用計画)</p> <p>第 5 条 教育委員会は、保存地区が決定されたときは、第 14 条に規定する審議会の意見を聴いて、当該保存地区の<u>保存及び活用</u>に関する計画(以下「保存活用計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 <u>保存活用計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 保存地区の<u>保存及び活用</u>に関する基本計画に関する事項</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>保存地区の保存及び活用</u>のために必要な事業計画</p> <p>3 教育委員会は、<u>保存活用計画</u>を定めたときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 <u>保存活用計画</u>を変更する場合には、第 1 項及び前項の規定を準用する。</p> <p>第 9 条 次に掲げる行為については、第 6 条第 1 項又は前条後段の規定は適用しない。この場合において、第 6 条第 1 項の許可又は</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区又は丸亀市(以下「市」という。)がこの条例により定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その<u>保存</u>のため必要な措置を定め、もって市民文化の向上に資することを目的とする。</p> <p>(保存計画)</p> <p>第 5 条 教育委員会は、保存地区が決定されたときは、第 14 条に規定する審議会の意見を聴いて、当該保存地区の<u>保存</u>に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 <u>保存計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 保存地区の<u>保存</u>に関する基本計画に関する事項</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 教育委員会は、<u>保存計画</u>を定めたときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 <u>保存計画</u>を変更する場合には、第 1 項及び前項の規定を準用する。</p> <p>第 9 条 次に掲げる行為については、第 6 条第 1 項又は前条後段の規定は適用しない。この場合において、第 6 条第 1 項の許可又は</p>

改正後	改正前
<p>前条後段の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項の規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(15) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が行う鉄道施設又は軌道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するものの建設を除く。)又は管理に係る行為</p> <p>(16)・(17) 略</p> <p>(18) NTT株式会社等が行う公衆電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を設置又は管理に係る行為</p> <p>(19)～(23) 略</p> <p>第11条 第5条から前条までの規定は、市が都市計画区域内に保存地区を定めた場合について準用する。この場合において、第6条から前条までの規定中「教育委員会」とあるのは「市長及び教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第12条 市長は、第6条第1項(前条で準用する場合を含む。)の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。</p>	<p>前条後段の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項の規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(15) 独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は四国旅客鉄道株式会社が行う鉄道施設又は軌道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するものの建設を除く。)又は管理に係る行為</p> <p>(16)・(17) 略</p> <p>(18) 日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社が行う公衆電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設定又は管理に係る行為</p> <p>(19)～(23) 略</p> <p>第11条 第5条から第10条までの規定は、市が都市計画区域内に保存地区を定めた場合について準用する。この場合において、第6条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「市長及び教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>(損失の補償)</p> <p>第12条 市長は、第6条第1項(第11条で準用する場合を含む。)の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条、第11条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

総合整備計画の策定について（香川県丸亀市広島町辺地）
次のとおり策定をいたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 整備計画 香川県丸亀市広島町辺地に係る総合整備計画
- 2 内 容 整備する公共的施設

消防屯所（小手島地区）

1 ヲ所

参 照 総合整備計画書（写） 別紙のとおり

総合整備計画書(写)

香川県丸亀市広島町辺地
(辺地の人口 208 人、面積 12.32 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
広島町
- (2) 地域の中心の位置
丸亀市広島町江の浦 373 番地 3
- (3) 辺地度数
173 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

広島は、丸亀港の沖合約 12 k m に位置し、塩飽諸島で最も大きな島である。

当地域は、古くから良質な花崗岩が産出され、令和元年度には「石の島」として日本遺産の認定を受け、ストーリーを構成する文化財等が、新たな観光スポットになっている。また、近年は、瀬戸内国際芸術祭の効果もあり、当地域を含めた瀬戸内の島々に注目が集まっており、小手島においても、地元住民によるアート作品の設置や景観資源である源平桃の活用が進んでいる。

そうした中、現在の消防団第 3 分団小手島機械器具置場は昭和 49 年 2 月に建築後 51 年が経過しており、シャッターに破損、変形を認めるなど老朽化している。また、現機械器具置場は軽自動車 1 台と少量の資機材しか収納できず狭小であることから、普通自動車と資機材を十分に収納できる機械器具置場の移転新築をすることにより、小手島地区の消防防災体制の強化を図るものである。

① 消防屯所整備事業

消防防災体制強化のための消防団第 3 分団（小手島）機械器具置場の移転新築

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	実施予定年度
			特定財源	一般財源		
消防屯所	丸亀市	40,213	0	40,213	40,000	令和 8~9 年度
合計		40,213	0	40,213	40,000	

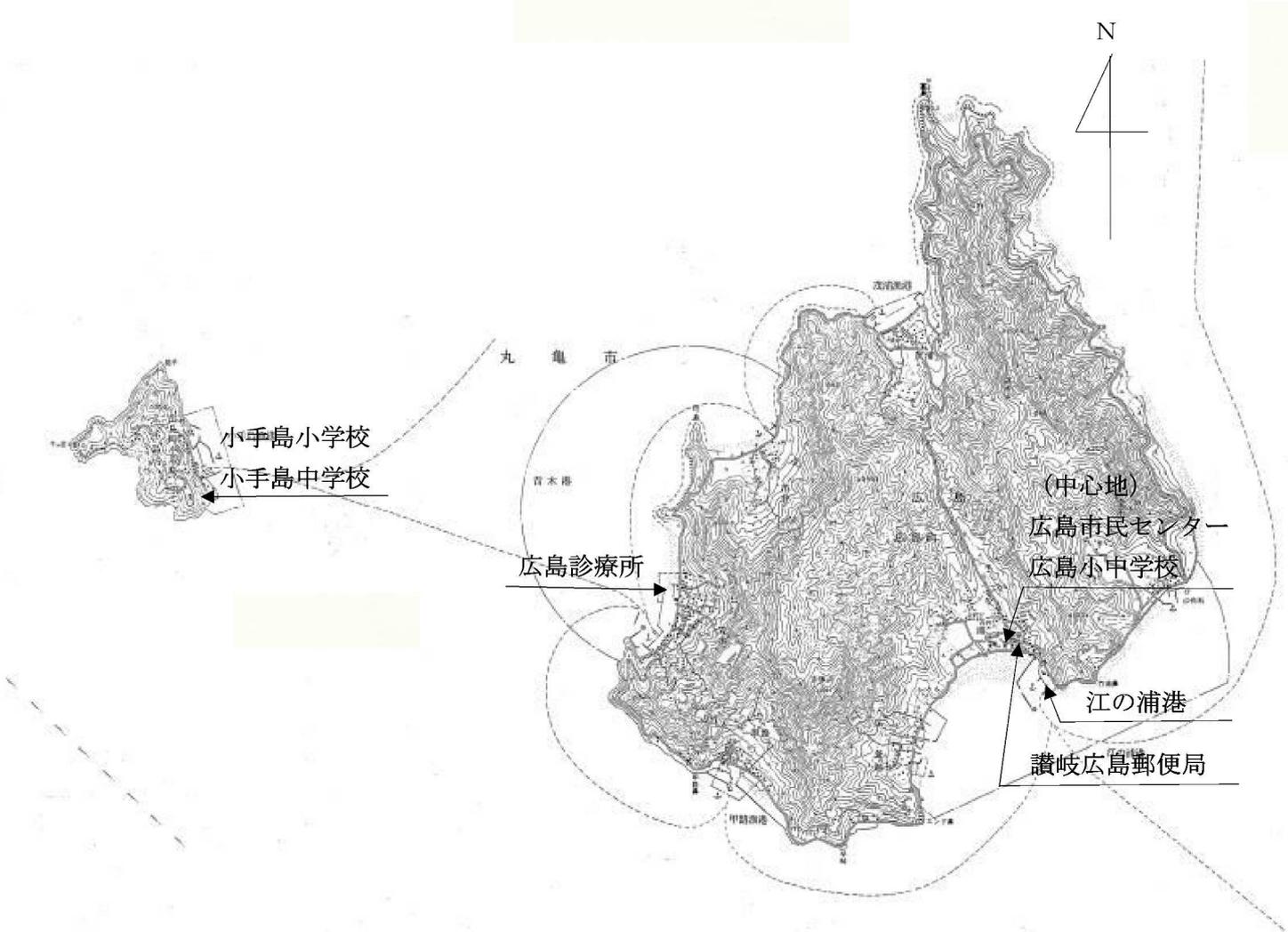
第6号様式別表

辺地度点数算定表別表(市町名:丸亀市) 辺地名:広島町 (単位: km)

小学校 (広島小学校)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 広島 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A() B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0	()	()	()	()	()	
中学校 (広島中学校)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 広島 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A() B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0	()	()	()	()	()	
高等学校 (藤井高等学校)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 江の浦港 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A(13.76) B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.6	(船)	丸亀港	(徒歩)	藤井 高等学校	()	
中等教育学校 ()	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→	→	→	→	→	→	合計 A() B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	()	()	()	()	()	()	
医療機関 (広島診療所)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 広島 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A(5.5) B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	5.5	()	()	()	()	()	
郵便局 (讀岐広島郵便局)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 讀岐広島 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A() B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.1	()	()	()	()	()	
役場 (丸亀市役所)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 江の浦港 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A(13.1) B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.6	(船)	丸亀港	(バス)	市役所	()	
近隣の市役所等 (丸亀市役所)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 江の浦港 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A(13.1) B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.6	(船)	丸亀港	(バス)	市役所	()	
船着場 (江の浦港)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 江の浦港 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A() B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.6	()	()	()	()	()	
備考	最寄りの駅等	中心	→ 江の浦港 (徒歩)	→	→	→	→	→	合計 A() B()
			0.6	()	()	()	()	()	

注1 同一交通機関の経路については、始点と終点を記入すればよい。(乗継駅を記入する必要はない。)
注2 距離は小数点第2位まで記入すること。(小数点以下3位を四捨五入。)

位置図：広島町



議案第 53 号

モーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議について（東京都六市競艇事業組合）

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、東京都六市競艇事業組合からモーターボート競走施行に係る事務委託の申出があったので、協議により別紙規約を定め、その事務を受託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

東京都六市ボートレース事業組合と丸亀市との間における
モーターボート競走施行に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 東京都六市ボートレース事業組合（以下「甲」という。）は、丸亀モーターボート競走場を借用し、モーターボート競走を開催するため、次に掲げる事務等（以下「委託事務」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、丸亀市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 丸亀モーターボート競走場（以下「競走場」という。）及び競走に必要な附属施設の管理
 - (2) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「競走法」という。）に基づくモーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）の管理及び執行に関する事務。ただし、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第4条に掲げる事務及び別に定める甲が直接執行する事務を除く。
- 2 前項に規定する委託事務のうち、競走法第22条に基づく競走場内等の取締りに関する事務については、甲の責任の下で行うこととする。
- 3 秩序維持等に関して事故等が発生した場合は、乙は遅滞なく甲に報告し、その指示に従うものとする。

(委託の期間)

第2条 委託の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 甲が、乙に交付する委託事務の管理及び執行に要する経費は、別に定める開催経費及び事務協力費とする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(報告)

第6条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る状況について甲から報告を求められたときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度会議を開くものとする。甲からの申出がある場合も同様とする。

(条例等の公表)

第8条 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関して適用される乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、乙は、予め、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知があり、当該条例等が改正されたときは、直ちに改正後の条例等を公表しなければならない。

(規約の廃止及び損害賠償)

第10条 乙は、法令の改廃、天災その他の理由により競走事業を行うことが不可能になった場合においては、委託期間中であってもこの規約を廃止することができる。

2 前項の場合には、甲乙双方とも賠償の責めはないものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

